

2023年5月22日

各 位

上場会社名	岩崎電気株式会社
代表者名	代表取締役社長 伊藤 義剛 (コード番号 6924、東証プライム市場)
問合せ先責任者	取締役上席執行役員 加藤 昌範 (TEL 03-5846-9010)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2023年4月17日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2023年4月17日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案通り承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。

これにより、当社株式は、本日から2023年6月8日まで整理銘柄に指定された後、2023年6月9日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2023年4月17日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

2023年6月13日（予定）をもって、2023年6月12日（予定）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式900,000株を1株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

7,350,204株

（注）当社は、2023年4月17日開催の取締役会において、2023年6月12日付で、当社の自己株式471,738株（2023年3月31日時点の自己株式407,088株及び2023年6月12日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託（BBT）の所有分である64,650株の合計）を消却することを決議いたしましたので、「減少する発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④効力発生前における発行済株式総数

7,350,212株

（注）当社は、2023年4月17日開催の取締役会において、2023年6月12日付で、当社の自己株式471,738株（2023年3月31日時点の自己株式407,088株及び2023年6月12日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託（BBT）の所有分である64,650株の合計）を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤効力発生後における発行済株式総数

8株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

32 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、コスモホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数につきましては、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、当社株式が 2023 年 6 月 9 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本株式併合が、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること、及び当社において自己株式数を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、当社は会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数の公開買付者による 2023 年 2 月 7 日から 2023 年 3 月 22 日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 4,460 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
コスモホールディングス株式会社（公開買付者）

- (c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

2023 年 2 月 6 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の 2 営業日前までに The Carlyle Group がその持分の全てを保有・運用する Lux Holdings, L.P.（以下「カーライル・ファンド」といいます。）から 130 億円の出資を受けるとともに、本公開買付けの決済の開始日の 1 営業日前までに株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）から 209 億円の借入れを受けることを予定しているところ、当社は、カーライル・ファンドからの出資に関する出資証明書及び三井住友銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- (d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却について、2023 年 6 月下旬を目途に裁判所に許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、同年 7 月上旬を目途に裁判所の許可を得て、2023 年 7 月下旬を目途に公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ迅速かつ円滑に交付するための準備を行った上で、2023 年 9 月中旬を目途に株主の皆様へ端数相当株式の売却代金を交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合と同様にスクイーズアウト手続きとして行われる株式併合の他社事例における裁判所に許可を求める申立て、裁判所の許可の取得及び当該売却に係る代金を交付するために要する期間、当社のために当該売却に係る代金の交付を行う当社の株主名簿管理人との協議、並びに

公開買付者による当該売却に係る代金の支払のための資金の準備状況及び確保手段を踏まえて、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われる見込みがあり、また、当該売却により得られた代金の株主への交付が行われる見込みがあるものと判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2023年4月17日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2023年6月13日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合にかかる議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数等）及び第8条（単元未満株主の売渡請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2023年5月22日（月）
②	整理銘柄指定日	2023年5月22日（月）
③	当社株式の最終売買日	2023年6月8日（木）（予定）
④	当社株式の上場廃止日	2023年6月9日（金）（予定）
⑤	本株式併合の効力発生日	2023年6月13日（火）（予定）

以上